

## 埼玉県小児科医会会則

第1条 本会は、埼玉県小児科医会と称し、一般社団法人埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、一般社団法人埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会は、一般社団法人埼玉県医師会の会員にして小児医療、小児保健に従事する者及び本会が特に入会を認めたものをもって構成する。

第4条 本会は、日本小児科医会及び日本小児科学会の目的に沿い、会員相互の親睦、連繋及び小児医療、小児保健の向上を図るものとする。

第5条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 小児科に関する学術の研究
- (2) 小児科診療医業の研究及び普及啓蒙
- (3) 小児医療、小児保健の推進
- (4) 会員相互の親睦、連絡及び扶助
- (5) その他目的達成に必要な事項

第6条 本会に入会を希望する者は、原則として、入会申込書（様式1）を各郡市医師会を経由して、会長に提出し、承認を得るものとする。

2 本会を退会する者は、退会届（様式2）を各郡市医師会を経由して会長に提出し、承認を得るものとする。

第7条 本会に次の役員を置き、理事会にて選出し、総会の承認を得るものとする。

- 会 長 1 人
- 副会長 3人以内
- 理 事 若干名
- 監 事 2 人

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を分担統括し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は、会務を分担掌理し、各地区との連繋を保つ。

4 監事は、会務を監査する。

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠で就任した役員任期は前任者の残存期間とする。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期とする。

第11条 本会に名誉会員を置くことができる。その推薦は、会長がこれを行ない、理事会の承認を得て総会に報告する。その称号は終身称号とする。

第12条 定例総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は、必要のある場合、理事会の議決を得て会長が招集する。

2 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 収支決算に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (3) 会則の変更に関する事項
  - (4) 会費賦課及び分担金に関する事項
  - (5) その他理事会で必要と認めた事項
- 3 事業報告は、総会の承認を得なければならない。
- 4 総会の議長および副議長は、会員の中から各 1 人を選出し、その任期は役員  
の任期とする。
- 第13条 総会の議決は、すべて出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合  
は議長が決するところによる。
- 第14条 理事会は、会長が招集する。監事は、理事会に出席する事ができる。  
次の事項は、理事会の議決を得なければならない。
- (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) 会務執行に関する事項
  - (3) 会長が必要と認める事項
- 第15条 会長は、必要に応じ理事会に顧問の出席を求め、意見を徴することが  
できる。
- 第16条 本会の円滑な運営に資するため委員会を設けることができる。委員会  
の委員長は、会長が指名する。
- 第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 本会の会費は、毎年4月に納入する。理由なく2か年以上会費を納入  
しない場合は自然退会とみなすことができる。ただし、特別の理由があ  
るときは、理事会の議を得て会費を免除することができる。  
名誉会員からは会費を徴収しない。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第20条 本会の名誉を傷つけ或いは本会会員としての義務を著しく怠った者は、  
理事会の議を得て除名することができる。
- 第21条 総会及び理事会において議決した事項は、一般社団法人埼玉県医師会  
長に報告するものとする。

## 附 則

1. この会則は、平成元年4月1日より施行する。
2. 平成6年5月7日 一部改正
3. 平成14年5月18日 一部改正
4. 平成25年6月16日 一部改正
5. 平成28年7月23日 一部改正